

目次

凡例

序章 支配の移行期の連続的な理解に向けて…………… 1

第一節 本書の対象とする時代 1

第二節 中世エジプトにおける土地制度の展開 3

第三節 本書の着目する三つの要素 7

第四節 本書の史料 11

第五節 本書の構成 16

第一部 記録管理の連続と非連続

第一章 『軍務台帳』の成立…………… 29

第一節 オスマン朝の土地政策と『軍務台帳』 29

第二節 史料としての『軍務台帳』 42

第三節 小結 51

第二章 王朝から王朝へ——土地記録の移管とその管理者…………… 61

第一節 『チエルケス台帳』の移管 62

| | | |
|------------|--------------------------|-----|
| 第二節 | ジーアーン家 | 66 |
| 第三節 | マラキー家 | 71 |
| 第四節 | 小 結 | 75 |
| 第三章 | 移管された土地台帳 | 81 |
| 第一節 | 「要約台帳」という名の台帳群 | 81 |
| 第二節 | 詳細な記録を持つ台帳群 | 89 |
| 第三節 | 小 結 | 101 |
| 第四章 | 書き換えられる土地記録 | 105 |
| 第一節 | 『至宝の書』の研究史と問題点 | 106 |
| 第二節 | ボドリアン図書館手稿本の成立過程 | 111 |
| 第三節 | 『至宝の書』の記録年代 | 115 |
| 第四節 | 小 結 | 119 |
| 第二部 | 土地制度と灌漑における連続と非連続 | |
| 第五章 | イクター保有の実態 | 129 |
| 第一節 | 『軍務台帳』に記載された記録の解題と利用 | 129 |
| 第二節 | 土地権利分布の俯瞰的把握 | 135 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 第三章 | 概要記録に見るイクター保有 | 140 |
| 第四章 | 詳細記録に見るイクター保有 | 146 |
| 第五章 | 恩給のイクター | 157 |
| 第六章 | 小 結 | 162 |
| 第六章 | 灌漑とその維持管理…………… | 169 |
| 第一節 | ベイスン灌漑とジスル | 169 |
| 第二節 | スルターニー・ジスルと水利圏 | 179 |
| 第三節 | ジスルの管理 | 185 |
| 第四節 | 小 結 | 197 |
| 第七章 | オスマン朝統治初年のファイユームの村々…………… | 207 |
| 第一節 | アヤソフィア手稿本の編纂年代と目的 | 210 |
| 第二節 | 記録の背景 | 212 |
| 第三節 | 各村の記録内容 | 219 |
| 第四節 | 小 結 | 229 |
| 第八章 | オスマン朝統治体制の確立と水利行政の変化…………… | 239 |
| 第一節 | マムルーク朝の延長か、変化か | 239 |
| 第二節 | ファイユーム県の地理的特色と位置づけ | 243 |

終章 支配の移行期における統治体制の変換……………263

第三節 灌漑の維持管理の税とアクター 245

第四節 水利行政の変化 250

第五節 小 結 254

初出一覧 274

図版 史料 275

あとがき 283

参考文献 9

図表一覧 7

索引 1

序 章 支配の移行期の連続的な理解に向けて

第一節 本書の対象とする時代

本書の考察対象は、チェルケス・マムルーク朝（二三八二―一五二七、以下チェルケス朝と略記）の時代からオスマン朝（二三世紀末―一九二二）の統治に移行する一六世紀半ばまでのエジプトとする。本書は、このような支配の移行期において、土地制度やその基底にある灌漑の維持管理にどのような変化が生じ、またどのような連続性が見られたかを明らかにすることにより、チェルケス朝からオスマン朝への統治体制の移行を究明していく。

一般的に、マムルーク朝は前期と後期に分けられ、前期をバフリー・マムルーク朝（一二五〇―一三八二、以下バフリー朝と略記）、後期をチェルケス朝、あるいはブルジー・マムルーク朝と呼ぶ。このような時代区分は、チェルケス朝の歴史家たちによってすでに認識されていたものであるが、区分の根拠は支配階層であるマムルーク（奴隸身分出身の軍人）の出自であり、バフリー朝はテュルク系が、チェルケス朝はチェルケス系（現在のコーカサス地方の出身者）が、それぞれ支配の中核をなしていたことによる。他方、このような根拠に加え、政治体制の側面から見ても、両者の間には大きな違いがある。バフリー朝は、第八代スルターンニカラウーン al-Mansūr Qalāwūn（在位一二七九―九〇）以降、その子孫が次々とスルターン位を継承した。これに対し、チェルケス朝では、スルターンの死後、その時点での最有力のアミール（部隊長）が最終的にスルターン位に就くことが通例となり、結果として三代以上にわたってスルターン

位が血縁者に継承される事例は見られなかった。このような歴代スルタンの経歴の違いが支配層内部の構造的な相違に基づくものであったことを考慮すれば、本書の考察において、バフリー朝期とチエルケス朝期を分けて論じるのは妥当なことと思われる。したがって、本書は、チエルケス朝期からオスマン朝統治の初期である一六世紀半ばまでを扱う。また、これ以後に「マムルーク朝」という場合は、バフリー朝とチエルケス朝の両方をまとめて指すこととする。⁽¹⁾

筆者が冒頭に述べたテーマを選択した背景には二つの目的がある。第一に、チエルケス朝期の社会経済史研究に土地制度や灌漑の維持管理の問題から貢献することがあげられる。チエルケス朝期については、長らく、ナースィル・ムハンマド al-Nasir Muhammad の第三治世(一三〇一—四二)が創出したバフリー朝期の隆盛に対し、政治的・経済的「衰退期」として一括する見方が根強くあった。⁽²⁾ これに対し、近年の研究は、マムルーク軍人を中核とするスルタン軍団の強化と維持のための政庁の再編や、王朝の財政難に対応した財政政策などの政府による施策の一面、また、生活基盤となる新たな財源を希求するマムルーク軍人の行動を明らかにした。これにより、チエルケス朝期は、財政難やそれに根ざすスルタン権力の弱体化に苦しみながらも、状況に応じて施策を講じる為政者や、従来のシステムを再編しながら生活を維持しようとするエリートたちの対応が見られた時代として、その見方が修正されてきている。⁽³⁾ しかし、そのような状況においてもなお、主として史料の少なさにより、当時の社会の基盤にあった土地制度や灌漑の維持管理といった問題については未だに十分に研究が進んでいない。そこで本書は、これまで十分に利用されていなかった史料や未使用の史料を駆使し、この問題に挑戦する。

第二の目的は、チエルケス朝からオスマン朝への支配の移行期を通時的に理解することである。一三三二年にイルハン朝との間に和平条約が締結された後、域外の王朝の脅威に晒されることがなかったバフリー朝期に対し、チエルケス朝期には再び周辺諸勢力の動きが活発となった。⁽⁴⁾ その中でもチエルケス朝の最大の脅威となったのがオスマン朝

である。一五一六年、チエルケス朝は、マルジュ・ダービク⁽⁵⁾の戦いにおいてオスマン朝軍に大敗を喫し、自ら軍隊を率いたスルターン・カーンスーフ・アルガウリー al-Ashraf Qansuh al-Ghawri (在位一五〇一—一六)も戦時に落命した。これによりアレップ、ダマスクスを占領し、勢力を増したオスマン朝軍は進軍を続け、その翌年、セリム一世 Selimshah (在位一五一一—二〇)は首都カイロを奪ったのであった。

これによって開始されるオスマン朝によるエジプト統治は、統治王朝の交替という出来事以上の意味を持つ。それは、エジプトという地域の政治的な位置の変化である。ファーティマ朝(九〇九—一二七)による統治以降、五〇〇年以上の間イスラーム圏の中心地の一つであったエジプトは、広大な領域を誇るオスマン朝の一属州となった。これにより、以後、エジプトは、オスマン朝の統治体制に組み込まれ、その政治・行政・軍事・司法は、オスマン朝政府によって再編されることとなったのである。

このようなドラスティックな変化は、少なからずこの時代を対象とする研究にも影響を与えている。マムルーク朝からオスマン朝への移行を主題とする研究は、論集こそあれど、専論はなく、二つの王朝の間には、理解を阻む大きな溝がある。⁽⁵⁾近年、この状況は少しずつ解消され始めてはいるものの、研究の余地は未だに多く残されている。本書が扱う時代は、依拠する史料の関係上、あくまでもチエルケス朝以降がメインとなるが、それでも本書がこの溝を少しでも埋め、中近世エジプト史の通時的理解の一助となることを願う。

第二節 中世エジプトにおける土地制度の展開

それでは、本書が着目する土地制度とは、歴史的にどのような意味を持っていたのであろうか。この問題について、制度の展開を概観しながら見ていこう。チエルケス朝期に施行されていた土地制度はイクター制と呼ばれるものであ

り、その誕生はブワイフ朝(九三二—一〇六二)のバグダード入城(九四六)にまで遡ることができる。この事件を受けて、ときのアッバース朝カリフムスタクフィー al-Mustakfi bi-Ilah(在位九四四—四六)は、ブワイフ家のアフマドにムイッズ・アッダウラ Mu'izz al-Dawla(王朝の強化者)の称号を与えて大アミール職に任じた。これによりイラク地方の統治を委譲されたムイッズ・アッダウラは、その年の収穫を目前に控えた三月、イラク中部の穀倉地帯の土地を対象に、イクター(徴税権)を配下の軍人たちに授与したのであるが、これがその後展開するイクター制の嚆矢と理解されている⁽⁶⁾。従来のアッバース朝は、王朝の官吏が徴税を行い、税収の中から現金給与を支給するアター制を採っていたが、イクター制の導入により、土地の徴税権を直接軍人に授与するようになったのである。そして、土地の徴税権を握った君主は、この特権を授与することによって、政権の基礎固めを行うとともに、敵対勢力に対しては融和策を講じたのであった⁽⁷⁾。

その後、イクター制は、セルジューク朝(一〇四〇—一一九四)、イルハン朝、ザンギー朝(一一二七—一二五二)といった後継の諸王朝に引き継がれ、前近代のイスラーム王朝の統治の基盤をなした⁽⁸⁾。この制度がエジプトに導入されたのは、ザンギー朝から独立してアイユーブ朝(一二六九—一二五〇)を創始したサラーフ・アッディーン Salih al-Din(サラディン、在位一二六九—九三三)によってであった⁽⁹⁾。イクター制は、続くバフリー朝に引き継がれ、フサーム検地(一二二九—八)とナースィル検地(一二三三—二五)という二度の検地を経て段階的に整備されていった。とりわけナースィル検地では、一つの土地に掛かっていた複数の税が整理され、土地と徴税権が一对一の関係で結ばれた。この税制改革を経て、ナースィル・ムハンマドは、職階と官職に準じたイクターを軍人に再分配し、スルターンを頂点とするヒエラルキカルな軍人支配体制を確立したのであった⁽¹⁰⁾。

ナースィル・ムハンマドの死後、彼の子孫が幼少ながらもスルターンとして擁立されたが、その実態は有力アミールらによる合議制に基づく政権運営と政権争いであった。その中で頭角を現したバルクーク al-Zahir Barquq(在位第一

治世、一三八二―一八九。第二治世、一三九〇―一九九は、カラーウーン家による統治に終止符を打ち、チェルケス朝が開始される⁽¹¹⁾。このような度重なる政権交代を経験した時代においても、イクター制は、黒死病(二三四七)が引き起こした人口減少、農業生産の低下、経済活動の停滞の影響を受けながら、制度としては存続し、チェルケス朝に引き継がれていったのである⁽¹²⁾。

しかし、チェルケス朝期に入ると、イクター制をめぐる状況は大きく変化していった。この時期にイクター制を揺るがす問題として度々議論の的となったのが、私有地やワクフ(寄進)地の拡大による土地財源の減少と国庫の逼迫である。この問題に対処するために、一五世紀半ば以降、様々な財源をスルターン直轄財源(ザヒーラ)として一元的に集中させて、各政庁において不足している財源をそこから補填するという財政政策が採られるなど、政庁運営の仕組みに大きな変化が見られた。他方、軍人たちの間では、不安定なイクター収入を補填するために、自身を受益者とするワクフを設定してワクフからの収入を得る動きが加速化していったのであった⁽¹³⁾。

一五一七年、エジプトの統治を開始したオスマン朝は、イクター制を廃止し、エジプト州の収入の一部を帝室私庫の収入としてイスタンブルに送金し、残りをエジプト州政府の収入とした⁽¹⁴⁾。徴税は、政府が派遣する徴税吏(アミン)によって担われていたと見られるが、一七世紀までには順次イルティザーム制(徴税請負制度)に取って代えられ、遅くとも一七世紀後半までには全面的にイルティザーム制に切り替えられていった。イクター制を継承した制度であるティーマール制が採用されたシリア地方においても、一七世紀以降、イルティザーム制が採られていき、ティーマール制は形骸化していった。このように、一〇世紀後半に始まりその後の諸王朝で展開されたイクター制やそれに類する制度は、一四世紀に頂点を迎え、一七世紀中葉には徴税権の授与が国家と軍人の関係を規定する役割を果たさなくなり、イルティザーム制などの他の制度に切り替えられていったのである⁽¹⁵⁾。

イクター制と一口にいても、その形態は時代や地域によって様々であった。中でもバフリー朝は、軍事・行財政

の基盤として同制度を体系的かつ階層的な形態に整えたという点で際立っている。そして、バフリー朝やチエルケス朝において、イクター制に基づいて王朝の支配層を構成したのは、域外から奴隷商人によってもたらされるマムルークであった。スルターンと呼ばれる君主——これもまたマムルーク出身の軍人、あるいはその子供たちによって占められた——がマムルークを購入すると、彼らを兵舎に住まわせて、必要な武術とアラビア語とイスラームの教養を身につけさせた。一通りの課程を修了したマムルークたちは奴隷身分から解放されてスルターン軍団に編入された。⁽¹⁶⁾その後、彼らの中で能力を認められた者は、アミールとして、十騎長、四十騎長、百騎長の順番で昇進していくこととなった。⁽¹⁷⁾例えば、十騎長位に叙位されると、戦時に一〇騎の騎兵を引率して従軍することが義務づけられたが、位階の授与とともに、その分の兵力を日頃から養うためのイクターが授与されたのである。また、彼らは軍事や行政に関わる武官職に任命されることもあったが、その場合もその職の遂行に必要な分のイクターが授与された。イクターを授与された軍人たちは、基本的には都市に居住し、イクターの財務や農地管理に関わる業務を担当する者を雇い、アミールの政務所（ディーワン・アルアミール）を置いて、家政としてイクターの経営に当たったのである。⁽¹⁸⁾

このように、イクター制を通じ、スルターンが配下の軍人にその職階と官職に応じたイクターを授与することによって支配層内部を序列化し、その一方で、イクター保有者となった軍人はスルターンに対して軍事奉仕をする⁽¹⁹⁾とともに、イクター経営を通じて管轄域にある農地や灌漑の維持管理や治安維持に携わったのである。佐藤次高は、このような「マムルーク出身の軍人が国家の枢要部を占め、イクター保有を通じて農村と都市を支配する体制」を「マムルーク体制」と呼び、この体制がナースィル検地によって確立されたとした。⁽¹⁹⁾

この体制において、イクター制は単なる土地制度以上の意味を持っていた。すなわち、イクターの授与により、支配層内部の関係を規定するとともに、軍事と行政を成立させたのである。さらに、都市と農村の關係に着目すれば、同制度は都市に居住する支配層に村落社会の維持と管理を担わせるとともに、地方で生産された農産物やそこから得